

議案第68号

新居浜市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の制定について

新居浜市教育委員会の職務権限の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

- （1）新居浜市美術館の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、新居浜市美術館のみに係るものを含む。）。
- （2）スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- （3）文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- （4）文化財の保護に関する事。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に本則各号に掲げる教育に関する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下この項において「法令等」という。）の規定により

教育委員会若しくはその委任を受けた者（以下この項において「教育委員会等」という。）がした処分その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該各号に掲げる教育に関する事務に係る法令等の規定により教育委員会等に対してなされた申請、届出その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

（新居浜市事務分掌条例の一部改正）

- 3 新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条企画部の項に次の2号を加える。

（13）文化に関する事項

（14）スポーツに関する事項

（新居浜市職員定数条例の一部改正）

- 4 新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「615人」を「638人」に改め、同条第5号中「109人」を「86人」に改める。

（新居浜市美術品購入基金条例の一部改正）

- 5 新居浜市美術品購入基金条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市総合文化施設設置及び管理条例の一部改正）

- 6 新居浜市総合文化施設設置及び管理条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市美術館設置及び管理条例の一部改正）

- 7 新居浜市美術館設置及び管理条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市

長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条から第8条まで及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条第2項中「第4条第1項中「新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項を「第4条」に、「中「教育委員会」を「中「市長」に改める。

第17条及び第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例の一部改正）

8 新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。））」を「市長」に、「教育委員会に」を「市長に」に改める。

第3条第2項及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例第1条の規定により置かれている新居浜市総合文化施設及び美術館協議会の委員である者（以下この項において「協議会の旧委員」という。）は、それぞれ、施行日に前項の規定による改正後の新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例第3条第2項の規定により新居浜市総合文化施設及び美術館協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における協議会の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例の一部改正）

10 新居浜市別子山ふるさと館設置及び管理条例（平成15年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「みだす」を「乱す」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部改正）

1 1 新居浜市市民文化センター設置及び管理条例（昭和49年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「亡失しない」を「滅失しない」に改め、同条第2項中「亡失した」を「滅失した」に改める。

第23条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第24条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市文化振興会館設置及び管理条例の一部改正）

1 2 新居浜市文化振興会館設置及び管理条例（平成5年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者（以下「使用者」という。）」を「者」に改める。

第5条中「使用者」を「第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

1 3 新居浜市スポーツ推進審議会条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「スポーツ推進担当課」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（新居浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

1 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の新居浜市スポーツ推進審議会条例第1条の規定により置かれている新居浜市スポーツ推進審議会の委員である者（以下この項において「審議会の旧委員」という。）は、それぞれ、施行日に前項の規定による改正後の新居浜市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により新居浜市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委

嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における審議会の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(新居浜市営サッカー場設置及び管理条例の一部改正)

15 新居浜市営サッカー場設置及び管理条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者(以下「使用者」という。)」を「者」に改める。

第5条中「使用者」を「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(新居浜市営野球場設置及び管理条例の一部改正)

16 新居浜市営野球場設置及び管理条例(昭和28年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条中「者(以下「使用者」という。)」を「者」に改める。

第4条第2号中「施設をき損する」を「施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失する」に改める。

第5条第2項中「使用者」を「使用者(第3条の許可を受けた者をいう。以下同じ。)」に、「市」を「市長」に改める。

第9条中「施設をき損した」を「施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「施設」を「設備」に改める。

第13条第2項中「第3条」を「第3条及び第5条第2項」に、「あるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「市」とあるのは」を「あるのは、」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例の一部改正)

17 新居浜市市民グラウンド設置及び管理条例(昭和45年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「施設」を「施設、設備、器具等」に、「損傷する」を「毀

損し、又は滅失する」に改める。

第3条中「者（以下「使用者」という。）」を「者」に改める。

第5条第1項中「使用者」を「第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に、「管理者」を「市長」に改める。

第12条第1項中「市に損害を与えた」を「施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に改める。

第13条第2項中「及び第5条第2項」を「、第5条及び前条第2項」に、「あるのは「指定管理者」と、同条第1項中「管理者」とあるのは「指定管理者」と、前条第2項中「市」とあるのは」を「あるのは、」に改める。

第15条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第16条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市テニスコート設置及び管理条例の一部改正）

18 新居浜市テニスコート設置及び管理条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（新居浜市市民プール設置及び管理条例の一部改正）

19 新居浜市市民プール設置及び管理条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第4条第1項第1号中「施設」を「施設、設備、器具等」に、「損傷する」を「毀損し、又は滅失する」に改め、同項第2号中「みだす」を「乱す」に改める。

第5条第1項中「者（以下「占有者」という。）」を「者」に改め、同条第2項中「占有者」を「占有者（前項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条中「者（以下「目的外使用者」という。）」を「者」に改める。

第8条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」を「市長が特に必要があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

第10条中「目的外使用者」を「目的外使用者（第6条の許可を受けた者をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第2項中「市」を「市長」に改める。

第14条中「市に損害を与えた」を「市民プールの施設、設備、器具等を毀損し、又は滅失した」に改める。

第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中

「

本表に定める料金の倍額の範囲内で教育委員会が別に定める額

」を

「

この表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額

」に、

「

本表に定める使用料を基準として教育委員会が別に定める額

」を

「

この表に定める使用料を基準として市長が別に定める額

」に改める。

(新居浜市武徳殿設置及び管理条例の一部改正)

20 新居浜市武徳殿設置及び管理条例(昭和39年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「市」を「市長」に改める。

第7条中「認定に基づき、その損害」を「認定する額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

第8条(見出しを含む。)中「施設」を「設備」に改める。

第9条第2項中「及び第6条」を「、第5条第3項及び第6条」に、「あるのは

「指定管理者」と、第5条第3項中「市」とあるのは」を「あるのは、」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(新居浜市弓道場設置及び管理条例の一部改正)

2.1 新居浜市弓道場設置及び管理条例(平成5年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者(以下「使用者」という。)」を「者」に改める。

第5条中「使用者」を「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(新居浜市重量挙げ練習場設置及び管理条例の一部改正)

2.2 新居浜市重量挙げ練習場設置及び管理条例(昭和39年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「施設」を「施設、設備、器具等」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

第6条(見出しを含む。)中「施設」を「設備」に改める。

第7条第2項中「第3条第1項」を「第3条」に、「あるのは「指定管理者」と、第3条第2項中「市」とあるのは」を「あるのは、」に改める。

第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(新居浜市体育館設置及び管理条例の一部改正)

2.3 新居浜市体育館設置及び管理条例(昭和52年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用等」を「使用」に改め、同条中「の使用又は利用(以下「使用等」という。)をしよう」を「を使用しよう」に改める。

第4条の見出し中「使用等」を「使用」に改め、同条中「体育館の使用等をしよう

とする者が次」を「次」に、「場合」を「とき」に、「その使用等を許可しない」を「前条の許可をしない」に改め、同条第3号中「亡失する」を「滅失する」に改める。

第5条の見出し中「使用等」を「使用」に改め、同条各号列記以外の部分中「体育館の使用又は利用をする者」を「第3条の許可を受けた者」に、「使用者等」を「使用者」に、「使用等」を「使用」に改め、同条第1号中「使用等」を「使用」に改める。

第6条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第1項中「使用料等は」を「使用者は」に、「使用（利用）料（以下「使用料等」という。）」を「使用料」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「使用料等」を「使用料」に改める。

第8条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条本文中「使用料等」を「使用料」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合」を「市長が特に必要があると認めるとき」に改め、同条各号を削る。

第9条中「使用者等」を「使用者」に、「使用等」を「使用」に改める。

第10条中「使用者等」を「使用者」に改める。

第11条中「使用者等」を「使用者」に、「使用等」を「使用」に改める。

第12条の見出し中「使用者等」を「使用者」に改め、同条第2項中「使用者等」を「使用者」に、「亡失しない」を「滅失しない」に改める。

第13条第1項本文中「使用者等」を「使用者」に、「亡失した」を「滅失した」に改め、同項ただし書中「使用者等」を「使用者」に改め、同条第2項中「市」を「市長」に、「使用等」を「使用」に、「使用者等」を「使用者」に改める。

第14条第2項中「の規定」を「及び前条第2項」に、「あるのは「指定管理者」と、第13条第2項中「市」とあるのは」を「あるのは、」に改める。

第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表中

「

1 市民体育館使用（利用）料

区分	使用（利用）時間
----	----------

」を

「

1 市民体育館使用料

区分	使用時間
----	------

」に、

「

部分使用 (利用)	競技場及び体育室の2分の1未満 の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額				
	個人利用 の場合	普通利用 の場合	高校生及び一般	円	円	円	
				100	100	100	
			小学生及び中学生	50	50	50	
	回数利用 の場合		高校生及び一般	11枚綴 1,000円			
小学生及び中学生			11枚綴 500円				

」を

「

部分使用 (利用)	競技場及び体育室の2分の1未満 の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額				
	個人利用 の場合	普通利用 の場合	高校生及び一般	円	円	円	
				100	100	100	
			小学生及び中学生	50	50	50	
	回数利用 の場合		高校生及び一般	11枚綴 1,000円			
小学生及び中学生			11枚綴 500円				

」に、

「

2 山根総合体育館使用(利用)料

区分	使用(利用)時間
----	----------

」を

「

2 山根総合体育館使用料

区分	使用時間
----	------

」に、

「

部分使用 (利用)	競技場及び柔剣道場の2分の1未 満の部分を使用する場合	全面使用料の2分の1に相当する額
--------------	--------------------------------	------------------

	個人利用 の場合	普通利用 の場合	高校生及び一般	円	円	円	
				100	100	100	
			小学生及び中学生	50	50	50	
	回数利用 の場合	高校生及び一般	11枚綴 1,000円				
小学生及び中学生		11枚綴 500円					

」を

「

部分使用	競技場及び柔剣道場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用料の2分の1に相当する額				
	個人利用 の場合	普通利用 の場合	高校生及び一般	円	円	円	
				100	100	100	
			小学生及び中学生	50	50	50	
回数利用 の場合	高校生及び一般	11枚綴 1,000円					
	小学生及び中学生	11枚綴 500円					

」に、

「

3 多喜浜体育館使用（利用）料	
区分	使用（利用）時間

」を

「

3 多喜浜体育館使用料	
区分	使用時間

」に、

「

部分使用（利用）

「

部分使用

」を

」に改める。

（新居浜市東雲競技場設置及び管理条例の一部改正）

2.4 新居浜市東雲競技場設置及び管理条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者（以下「使用者」という。）」を「者」に改める。

第5条中「使用者」を「第3条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、新居浜市教育委員会の職務権限の特例を定めるため、本案を提出する。